

公益財団法人横浜市建築保全公社

公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施について

公益財団法人横浜市建築保全公社では、契約日が平成29年4月1日以降の工事の請負契約のうち、平成28年度単価を適用して積算をしたものについて、公共工事設計労務単価の改定に伴い、横浜市の平成29年4月1日基準の単価(平成29年3月単価)に基づく契約に変更できる特例措置を実施することといたしました。

なお、当該特例措置により請負代金額を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負代金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただくようお願いいたします。

1 措置の内容

契約日が平成29年3月27日及び平成29年4月1日以降の工事請負契約のうち、平成28年度単価を適用して積算しているものについて、横浜市の平成29年4月1日基準の単価(平成29年3月単価)に基づく契約に変更するため、請負代金額変更の協議を請負人で行い変更いたします。

2 対象工事

契約日が平成29年3月27日及び平成29年4月1日以降の工事請負契約のうち、平成28年度単価を適用して積算しているもの。

対象工事ごとに総務課契約係からご連絡いたします。

3 変更手続等

公益財団法人横浜市建築保全公社工事請負契約約款第51条の規定に基づき協議を行います。なお、変更手続等の詳細については、対象工事ごとに総務課契約係からご連絡いたします。

この措置に使用する様式等は、公社ホームページ「様式ダウンロード」「入札・契約に関する様式のダウンロード」に掲載しております。(http://www.y-hozen.or.jp/nyusatu/download/#kouji)

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出する。

P新: 新労務単価(新技術者単価)及び当初契約時点の材料単価により積算された予定価格

K: 当該契約の落札率

$$\text{変更後請負代金額} = \text{P新} \times \text{K}$$

5 特例措置適用後の報告

本特例措置を適用した全ての工事について、下請契約への反映の有無の報告を提出していただきます。

6 特例措置対象外について

平成29年4月1日以降公告の発注案件より、平成29年3月単価を使用して積算を行っておりますので、特例措置対象外となります。

【問い合わせ先】

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務課 契約係

電話 641-3124